

泉崎村第2子以降保育料無償化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）に規定する特定教育・保育施設等及び特定地域型保育所事業者の保育料の徴収額について、第2子以降の児童に係る保育料の無償化に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育所事業者をいう。
- (2) 第2子以降の児童 現に保護者に2人以上の子がいる場合であって、その年長の者から数えて2人目以降の子をいう。
- (3) 対象児童 特定教育・保育施設等に入所している第2子以降の児童。
- (4) 村税等 村に納付すべき税、使用料、手数料及び負担金等をいう。

(対象者)

第3条 第2子以降の児童に係る保育料の無償化の対象者は、次の各号のいずれかにも該当する者とする。

- (1) 保護者及び対象児童が村内に住所を有し、かつ、村内の特定教育・保育施設等に入所する児童とする。
- (2) 当該児童の保護者（配偶者を含む。）が村税等に滞納がないこと。ただし、納付誓約を行い納付している場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と求めたときは、保育料の無償化の対象とすることができる。

(申請)

第4条 保育料の無償化を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育料無償化に関する申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して村長に申請しなければならない。

- (1) 納税等納入状況確認同意書（様式第2号）
- (2) その他村長が必要と認める書類

(決定)

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保育料無償化の可否の決定を行い、保育料無償化（却下）通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 村長は、保育料の無償化の対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

保育料の無償化を取り消し、減免した保育料を請求するものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他村長が減免を取り消すべきと認めたとき。

2 前項の規定により保育料の無償化を取り消したときは、保育料無償化取消通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（泉崎村第2子以降児童の保育料減免及び無料化事業実施要綱の廃止）

2 泉崎村第2子以降児童の保育料減免及び無料化事業実施要綱（平成25年訓令第20号）は、廃止する。